

令和6年度 アメリカ・オーストラリア等向け  
外国人観光客認知度向上事業委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

令和6年度 アメリカ・オーストラリア等向け外国人観光客認知度向上事業委託業務 公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

企画提案書及びプレゼンテーションによる審査は、次の項目をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度 アメリカ・オーストラリア等向け外国人観光客認知度向上事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点満点とし、審査項目及び各項目の配点は次のとおりです。

(1) 企画コンセプト	(30点)
(2) 全体統括の内容	(30点)
(3) プロモーションの内容	(100点)
(4) 業務遂行能力	(30点)
(5) 見積経費	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された書類等に基づき、審査委員会を開催します。

- (1) 日時 令和6年8月22日(木)(予定)
- (2) 場所 オンラインによる実施を予定

※詳細な日時やプレゼンテーションの順番は、参加資格要件の確認結果に基づき、該当者に別途お知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、別紙審査基準に基づき、提出された書類に対する審査と併せて企画提案書をもとに、プレゼンテーションを実施いただきます。
- (2) プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分(予定)とし、資料等の追加は認めません。また、プレゼンテーションはWEB会議ツールZoomを用いる予定ですが、画面共有機能の使用も認めませんので、ご注意ください。
- (3) 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間(30分を予定)を設けます。
- (4) 審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (5) 審査結果が拮抗した場合は、各審査委員で再度審査し候補者と次点者を選定します。
- (6) 審査委員から申し出のあった場合には、候補者なしとする場合があります。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 企画コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案書の企画コンセプトは、明確かつ本事業の目的と合致しているか。</li> <li>・ 国際観光分野での高知県の現状が把握できているか。</li> <li>・ 各市場の特徴を把握し、ポイントを押さえた提案内容となっているか。</li> </ul>	30
(2) 全体統括の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括責任者は、インバウンド誘客における十分な実績や各市場における繋がりを有しているか。</li> <li>・ 統括責任者として、各業務における役割が十分に果たせるか。</li> </ul>	30
(3) プロモーションの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在日外国人コーディネーターは、各市場の旅行動向や広報方法に熟知し、本県への誘客や認知度向上に資する幅広い人脈を所有しているものが選出されているか。また、プロモーション手法について効果的なアドバイスが期待できるか。</li> <li>・ パブリシティ活動は、最適な目標露出数が設定され、またそれを達成し本県の認知度向上及び誘客に資するような効果的な手法になっているか。</li> <li>・ トラベルコンサルタント向け情報発信は、活動方針や手法等が明確で、効果的な内容になっているか。</li> <li>・ 「どっぷり高知旅」プロモーションは、招請メディアや設定ルート・テーマ等の提案理由が明確で、本県への長期滞在を促すような効果的な手法になっているか。</li> <li>・ 事業効果を測定するための最適な目標値が設定され、またそれを達成するための効果的な手法が提案されているか。</li> </ul>	100
(4) 業務遂行能力 (実施体制・スケジュール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業全体を把握し、委託者や(在日外国人コーディネーター含む)関係者とのやりとりが円滑にできるような人員配置がなされているか。</li> <li>・ 業務の遂行に無理のないスケジュールであり、進捗管理が十分に行える体制となっているか。</li> <li>・ ネイティブチェック体制は適切か。</li> </ul>	30
(5) 見積経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業執行が可能な金額であるか。</li> <li>・ 効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。</li> </ul>	10
	合計	200